

平成 28 年度第 3 回富里市総合教育会議議事録

日 時 平成 29 年 2 月 9 日（木）

午後 1 時 30 分～午後 1 時 56 分

場 所 市役所本庁舎 3 階 第 3 会議室

1 開 会

（総務部長）

定刻となりましたので、これより平成 28 年度第 3 回富里市総合教育会議を開催いたします。

本日、傍聴人の申し込みがございました。本日の協議事項につきましては、設置要綱に定める非公開とするものは無いと思われまますので、つきましては、傍聴人の入室を許可してよろしいでしょうか。

はい。（複数名）

それでは、傍聴人の入室を許可させていただきたいと思います。

（傍聴人入室）

本日の会議は、お手元に配布させていただきました会議次第に沿って進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

始めに、市長よりごあいさつをいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

2 あいさつ

（市長）

寒い中、そして雪は降らないですけど小雨が降っている中、御苦勞様でございます。今回、第 3 回目の会議となります。また、本日の協議事項は、二つございます。その協議事項につきまして、皆様方の御意見を伺っていきたいと思っております。

この総合教育会議の開催について、いまだに開催していないところもあるとの新聞報道を見ました。本市は、皆様方の協力があり、いち早く会議の設置、開催させていただいておりますこと、心から感謝を申し上げます。

それでは、進めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

（総務部長）

ありがとうございました。

続きまして、國本教育長よりごあいさつをいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

(教育長)

本日は、第3回目の総合教育会議を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

学校教育関係では全国的なインフルエンザの流行が本市にも影響があり、学級閉鎖等の措置もありましたが、現在、少しずつ落ち着きを取り戻している状況であります。また、社会教育関係では諸行事が順調に行われているところです。

それぞれ、年度末に向けて締めくくりをきちんと行っていきたいと思っております。さて、本日は教育委員会から二つの協議事項をお願いしたところですのでよろしくお願いいたします。

(総務部長)

ありがとうございました。

それでは、議事の進行につきましては、会議の主催者であります市長にお願いいたします。

3 協議事項

(市長)

それでは、協議事項に入ります。

協議事項(1) 富里市いじめ問題対策連絡協議会及び富里市いじめ問題調査委員会の設置について、御説明をお願いいたします。

(教育長)

それでは、富里市いじめ問題対策連絡協議会及び富里市いじめ問題調査委員会設置条例(案)について説明させていただきます。

資料1-1を御覧ください。3月議会に上程予定の富里市いじめ問題対策連絡協議会及び富里市いじめ問題調査委員会設置条例(案)でございます。

まず、本連絡協議会、本調査委員会の設置に至る背景及び内容について説明させていただきます。

昭和61年に東京都中野区で起きた男子中学生のいじめを苦にした自殺が大きく報道されましたが、それ以降もいじめを要因とする自殺はなくなることはなく、大津市の事件が起きました。

平成23年10月11日、滋賀県大津市で当時中学2年生の男子生徒がいじめを苦にして自殺をするという痛ましい事件がありました。さらに、この事件では学校や教育委員会の体制等に不備がありました。学校は、担任教諭が自殺した生徒から相談を受けていたこと、いじめを認識していた教諭がいたにもか

かわらず適切な対応を取らなかったことなど、学校側の生徒指導や報告・連絡・相談の体制がしっかりと整備されていなかったことが問題となりました。また、教育委員会も学校に対する指導不足やいじめ問題に対する対応の不備が指摘されました。

このことから国では平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」を制定し、学校に対し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を求め、重大ないじめに関する自治体への報告義務が課せられました。教育委員会にもいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るために、いじめ問題対策連絡協議会を置くことができるとされ、学校の設置者の下に組織を設け、重大な事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこととなりました。

そこで、本市において平成27年9月に「富里市いじめ防止基本方針」を制定し、同法と同様にいじめ問題対策連絡協議会や調査に係る組織の設置を行うこととしております。

今回、このことに基づき、富里市いじめ問題対策連絡協議会及び富里市いじめ問題調査委員会設置に関する条例について3月議会に上程する予定でございます。

次に資料1－2を御覧ください。

富里市いじめ問題対策連絡協議会ですが、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携のための組織として、本市のいじめ問題の状況についての情報共有や、各機関及び団体がいじめ防止に取り組むことを目的としております。そのため、学校や教育委員会はもとより外部の関係機関、また本市の関係各課等が一同に介し、本市におけるいじめ防止等の対策や本対策に必要な事項の連絡調整に関することについて協議してまいります。

次に、富里市いじめ問題調査委員会ですが、教育委員会の附属機関として、諮問に応じ、いじめ防止等の対策に関すること及び重大事態に係る事実関係の調査等を行い、教育委員会に答申する組織でございます。そのため、弁護士や医師、臨床心理士、調査又は審議を行うために必要な教育、法律、医療、心理、福祉等についての知識や経験を有する者を委員として構成し、いじめ防止の対策に関する協議やいじめに関する重大事態が発生した場合における事実の調査及び審査を行うこととしております。

次に、資料1－2の2ページを御覧ください。

条例で設置する予定の二つの組織の関係ですが、図のように富里市いじめ問題対策連絡協議会においては、各関係機関や団体が包括的にいじめ対策について協議、連絡調整をしていじめの防止に努めるものです。富里市いじめ問題調査委員会では、いじめが起き、重大事態が発生した際に調査を実施し、再発を

防止するというものであります。

最後に、いじめの重大事態についてですが、重大事態と認められる事態は二つあります。一つは、いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたときです。もう一つは、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたときです。

こうした事態が発生した場合には、学校から教育委員会を経由して市長に報告いたします。そして、教育委員会はいじめ問題調査委員会を開催し、重大事態に係る調査を実施します。この調査結果については、市長及び総合教育会議へ報告するとともに、これをもとに関係機関と連携し、必要な措置を行うとともに、再発防止に向けた適切な対策を講じてまいります。

富里市いじめ問題対策連絡協議会及び富里市いじめ問題調査委員会設置条例(案)については以上でございます。よろしくお願いします。

(市長)

ありがとうございます。

いじめは、非常に把握しにくいところがあります。ただいま、説明をいただいたところでございますが、教育委員会には、しっかりとした対応をお願いするとともに、連携して対応してまいりたいと思います。

このことについて、委員の皆様の御意見等ございますか。

(市長)

私から、念を押させていただきますと、ただいま説明いただきました連携の体制について、私が報告を聞くだけにならないようお願いしたい。学校で何が起きたのか、実際の現場にいる先生はどのように言っているのかを、報告と合わせて伺ってみたいと思っています。これまでのほかの地域におけるいじめの報道を見ていると、ことが起こって報道される直前に報告を受け、慌てている印象がある。ついては、報告は、前もって詳細に報告してもらえるとありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

(教育長)

学校におきましては定期的にいじめについての調査をしております。その調査の結果は教育委員会に報告が上がっております。そのほとんどは、学校の対応で解消しているところでありまして、継続しているものも、きちんと解消に向けて取り組んでいるところです。そういった調査結果も、重大事態に係るものではないとしても、平常時から現状を市長に御理解いただけるよう、日頃の報告を心がけ、市長に状況を認識していただけるよう報告につきまして工夫していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

(市長)

よろしくお願いします。

この他に意見ございますか。

(出席者一同 (教育委員会))

意見等なし。

(市長)

無いようでございますので協議事項(1)は終わりたいと思います。

次に、協議事項(2)洗心小学校閉校後の「財産」活用について説明をお願いします。

(教育長)

洗心小学校閉校後の「財産」の活用について説明させていただきます。

資料2-1 洗心小学校閉校後の「財産」の活用についてを御覧ください。

まず、洗心小学校統合への対応についてでございます。

(1) 平成28年度洗心小学校統廃合対策協議会との主な協議内容と対応でございますが、

① 児童の心のケアにつきましては、スクールカウンセラー制度の説明や富里南小学校との交流事業を実施しました。

② スクールバスにつきましては、資料2-2(別紙参考資料1)を御覧ください。平成27年度の洗心小学校統廃合対策協議会の要望内容のうち、スクールバスに関するものでございますが、現在、平成29年4月の運行に向けて準備をしているところでございます。

③ 統合に係る支給品につきましては、富里南小学校指定の体操服等を支給する予定となっております。

④ 閉校記念事業につきましては、地域との交流事業などを実施し、3月25日に閉校記念式典の開催が予定されております。

⑤ 跡地利用につきましては、再度資料2-2(別紙参考資料1)の2ページの2跡地利用でございますが、3ページまでが跡地利用に関する様々な要望や意見が出されたものでございます。

跡地利用はまだ決定しておりませんが、跡地利用に際しては洗心小学校の歴史等が残るようにすることなど、地元要望への対応は必要でございます。

⑥ その他につきましては、広報や報道対応についてのお知らせなどがございます。

次に、資料2-1に戻りまして、(2)その他統合に関する主な対応についてでございますが、

① 洗心小学校備品の再配分につきましては、洗心小学校で使用している備品の整理を行い、他の学校で利用するなどの対応を行うものでございます。

② 洗心小学校と富里南小学校の統合に伴う影響調査につきましては、資料 2 - 3（別紙参考資料 2）を御覧ください。

各課に洗心小学校の統合による影響について調査を行ったものでございます。

まず 1 ページ，社会福祉課関係でございますが，地区社会福祉協議会は小学校校区単位で設置しております。小学校校区単位での活動を行っている団体も多く，洗心小学校の統合により団体ごとに対応していただくこととなります。

その他の影響でございますが，参考資料の最後の選挙管理委員会でございますが，洗心小学校の体育館を投票所としていることから，今後の施設利用により影響を受けるものとなります。その他にも各課の行事等で洗心小学校の施設が利用されております。

次に，③小学校廃止届や④富里市立小学校設置条例の改正など必要な対応を行ったところでございます。

教育委員会では，4 月の統合をスムーズに実施できるよう準備を行い，4 月からの子供たちの新しい教育環境に配慮しながら対応してまいります。

次に，資料 2 - 1 の 1 ページの 2 の洗心小学校統廃合対策協議会の解散についてでございますが，平成 29 年 1 月 28 日に開催した第 9 回富里市立洗心小学校統廃合対策協議会におきましては，スクールバス運行の最終確認として説明を行ったところでございます。洗心小学校統廃合対策協議会により，洗心小学校の統廃合に関する協議が概ね整ったため，今回で富里市立洗心小学校統廃合対策協議会を終了するとの説明がございました。なお，新たに洗心地区の（仮称）まちづくり協議会を立ち上げ，地域の活性化，きずなの強化，これに伴う跡地利用等について改めて対処するとの説明がございました。

次に，資料 2 - 1 の 2 ページを御覧ください。

3 の洗心小学校閉校後の「財産」の活用についてでございますが，閉校後の洗心小学校施設につきましては，施設の維持管理や跡地の活用についての対応が求められることとなります。

平成 29 年度の予算要求に当たりましては，洗心小学校閉校後の施設につきまして，当面の間，教育委員会で維持管理を行うこととしたところでございますが，洗心小学校閉校後の施設につきましては，富里市の「財産」として有効に活用することが求められることから，今後の「財産」の活用とその対応については市長部局での担当課を明確にして取り組んでいく必要があると思いますので，よろしくお願いします。

以上でございます。

（市長）

ありがとうございます。

教育委員会のこれまでの取組により，統廃合に向けスムーズに進んでいることと思います。感謝しております。

統廃合の後には，洗心小学校の跡地の利活用を課題として，検討していくものとしします。また，この地区においては，新たに，まちづくりについての協議会が立ち上がろうとしているとのことで，この地区住民が活躍する場が出来上がってきていると感じます。

今後は，この跡地利用を検討するに当たり，担当となる課の検討，また，これまで取り組んできた教育委員会との連携を密にして進めていってほしいと思っていますので，よろしくお願いします。

他に御意見等ございますか。

（出席者一同（教育委員会））

意見等なし。

（市長）

それでは，本日の協議事項は以上となりますので，これにて協議を終了し，進行を事務局にお返しします。

4 その他

（総務部長）

ありがとうございました。

次に，会議次第4 その他でございますが，何かございましたらお願いいたします。

（出席者一同）

発言等なし。

5 閉会

（総務部長）

それでは，以上をもちまして平成28年度第3回富里市総合教育会議を閉会させていただきます。

長時間に渡りまして，ありがとうございました。